

2020年7月22日

ろくでなし子氏に対する不当判決について

最高裁判所 裁判長 小池裕 殿
警視庁 警視総監 齊藤実 殿
東京地方検察庁 検事正 山上秀明 殿

美術評論家連盟
会長 林道郎



2020年7月16日、最高裁は、わいせつ電磁的記録頒布などの罪に問われていた芸術家のろくでなし子氏（五十嵐恵氏）の上告を棄却し、同氏の有罪が確定しました。当連盟で二度にわたって公表してきた会員有志による抗議声明（「ろくでなし子氏に対する不当逮捕と起訴に対する説明と起訴撤回の要求」2015年1月13日、「ろくでなし子氏に対する不当判決への抗議声明」2016年5月14日）が聴き入れられなかったことに、遺憾の意を表します。3Dデータをわいせつとみなす判決は今日における芸術の環境を鑑みておらず、芸術活動を委縮させ、「表現の自由」の抑圧に結びつくものです。逮捕から起訴に至る経緯における警察と検察の不当行為も含めて、今回の不当な上告棄却に対して、あらためて強く抗議いたします。